様式第７号（第８条関係）

**住民票異動届に係る通知書**

　　　　　年　　　　月　　　日

　　　　　様

美幌町長

　美幌町では住民票の正確性を確保するため、住民基本台帳の規定に基づき、居住の実態について調査を行っています。

　さて、あなた様の住民票は美幌町に登録されておりますが、役場から発送した郵便物等が返送されるなど居住の事実が確認できません。そのため居住の実態調査を実施したところ、下記の住所地に居住されていないことを確認しました。

　住民票の異動届は、住民基本台帳法で異動した日から１４日以内に提出することが定められていますので、実際に居住されている市区町村に速やかに異動していただきますよう通知します。

　なお、このまま異動届を提出しない場合は、住民基本台帳法の規定に基づき職権で住民票を消除又は修正することがあります。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住民票に記載されている住所 |  |

※住民票の異動届について不明なことがありましたら、美幌町役場までお問い合わせください。